

効率的刑事司法実現の条件

高崎 真奈

要旨

より低コストで合理的な刑事政策制度の実現を図るために、刑事司法制度が一般の社会制度に連動していることが重要であり、そのことが特定の犯罪者に限らず刑事司法制度全般にわたるとともに、犯罪者自身においても主体的に問題解決に取り組むような仕組みが重要であると思う。そのあり方を検討したい。

まず、一般の社会制度に連動した刑事司法制度の例として「医療観察制度」と「高齢障害受刑者支援」の二つの制度を挙げる。効率的刑事司法制度の実現のためにはこれら二つの施策の場合に「心神喪失等の触法者」、「高齢障害者」が対象として限られているところを、対象を拡大して、可能な限り広い範囲の犯罪者について、社会復帰に役立つ既存制度につなぐ作用を刑事司法制度の中で確立していくということが必要である。そのために必要な条件をまとめると次のようになる。(ア)刑事司法手続きに再犯防止の観点を明確化し、刑罰に加え一般制度への橋渡しを中心として再犯防止のために向かうことを促す働きを制度の中に確立する。(イ)犯罪前歴者の問題に対応するための機関、団体が十分でない場合に省庁が連携してその増設、振興策を講じることを義務化する。(ウ)一般制度(医療機関・自助組織)に橋渡しする際に、その動機付けを高めるため、矯正施設・保護観察所が独自にプログラムを導入することも必要である。

次に、犯罪者が既存の社会制度を活用して、再犯を回避しながら生活するためにも、そのための主体的取組みを促す制度となっている必要がある。そのためには、主体的アイデンティティの獲得を促す形が望ましいと考えられる。現在、国会で審議されている社会貢献活動の導入も、犯罪者の主体性を喚起する用具とし得る可能性があり、受刑者側等の提案を受け入れるような形で主体性を喚起する仕組みを作ることも一法ではないかと思われる。

(志學館大学法学部法律学科 2年)